

# 安芸広域市町村圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る 生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する規則

(平成 15 年 1 月 9 日 規則第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、安芸広域市町村圏事務組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例（平成 15 年条例第 1 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(縦覧の期間等)

第 2 条 条例第 4 条第 2 項の規定による縦覧の期間のうち、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日、1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日までの日は、休日とする。

2 縦覧の時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

(縦覧の手続)

第 3 条 条例第 3 条の規定により縦覧に供された報告書等を縦覧しようとする者(以下「縦覧者」という。)は、縦覧申込書（別記様式第 1 号）に必要な事項を記入しなければならない。

(縦覧者の遵守事項)

第 4 条 縦覧者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 報告書等を縦覧の場所から持ち出さないこと。
- (2) 報告書等を破損し、又は損傷しないこと。
- (3) 他の縦覧者に迷惑を及ぼさないこと。
- (4) 係員の指示があった場合は、それに従うこと。

2 管理者は、前項の規定に違反した者に対し、縦覧を停止し、又は禁止することができる。

(住民の意見書の記載事項)

第 5 条 条例第 6 条第 2 項の意見書には、次の各号に掲げる事項を全て記載しなければならない。

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境保全上の見地からの意見

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第3条関係）

安芸広域市町村圏事務組合が設置する一般廃棄物処理に係る  
生活環境影響調査結果の縦覧申込書

縦覧年月日	年 月 日
氏名	
住所	
年齢	
縦覧しようとする 施設の名称	
利害関係の有無	有 ・ 無